

# 参 考 資 料

(説明資料等)

(農林水産省提出資料)

- ・ 獣医療法施行規則の一部を改正する省令案 (概要)…………… 2

## 獣医療法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

### 1 現行制度の概要

- (1) 獣医療法（平成4年法律第46号）第5条第2項に規定する診療施設の管理者が遵守すべき事項のうち放射線に関するものについては、獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号。以下「施行規則」という。）第7条から第20条までに定められている（施行規則第3条第1項第8号）。
- (2) 上記の事項として、具体的には、エックス線装置について講じなければならない防護措置（施行規則第8条）などが規定されている。

### 2 改正の趣旨

- (1) 国際電気標準会議（IEC）において、手で保持して撮影する口内法撮影用エックス線装置の基準が令和3年5月に改正されたことに伴い、当該基準との整合性を図るため、医療用エックス線装置基準（平成13年3月22日厚生労働省告示第75号）の改正が行われる予定である。
- (2) これを受け、改正後の医療用エックス線装置基準を満たした手で保持して撮影する口内法撮影用エックス線装置を診療施設において使用する場合に管理者が講じなければならない防護措置を規定するため、施行規則を改正することとする。

### 3 改正の概要

- (1) エックス線装置について講じなければならない防護措置として、手で保持して撮影する口内法撮影用エックス線装置の漏れ放射線\*を、装置表面において0.05ミリグレイ毎時以下とすることを追加することとする（施行規則第8条第1項第1号）。  
※漏れ放射線：放射線源の防護しゃへい物を通過する電離放射線
- (2) また、撮影用エックス線装置について講じなければならない防護措置として、口内法撮影用エックス線装置を手で保持して使用する場合には、公称管電圧70キロボルトで0.25ミリメートル鉛当量以上の取り外しのできない後方散乱エックス線シールド構造を備えることとする（施行規則第8条第3項第3号）。
- (3) 施行の際現に診療施設に備え付けられている口内法撮影用エックス線装置については、改正後の規則第8条の適用を受けないこととする（附則第2項）。

### 4 施行期日等

公布日：令和4年3月上旬（予定）

施行期日：令和7年4月1日

○農林水産省令第 号

獣医療法（平成四年法律第四十六号）第五条第二項の規定に基づき、獣医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 金子原二郎

獣医療法施行規則の一部を改正する省令

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

<p>4 (略)</p> <p>三 携帯型エックス線装置のうち、手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置にあつては、公称管電圧七十キロボルトで〇・二五ミリメートル鉛当量以上の取り外しのできない後方散乱エックス線シールド構造を備えること。</p>	<p>（エックス線装置の防護）</p> <p>第八条 診療施設の管理者は、エックス線装置について、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 エックス線管の容器及び照射筒は、利用線すい以外のエックス線量が次に掲げる自由空気中の空気カーマ率（以下「空気カーマ率」という。）になるようにしやへいすること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 定格管電圧が百二十五キロボルト以下の手持ち撮影を意図しない口内法撮影用エックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において、〇・二五ミリグレイ毎時以下</p> <p>ニ 定格管電圧が百二十五キロボルト以下の手持ち撮影を意図する口内法撮影用エックス線装置にあつては、装置表面において、〇・〇五ミリグレイ毎時以下</p> <p>ホ イからハまでに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において、一・〇ミリグレイ毎時以下</p> <p>ヘ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 診療施設の管理者は、撮影用エックス線装置について、第一項に規定するもののほか、次に掲げる措置（CTエックス線装置にあつては、第一号に掲げるものを除く。）を講じなければならない。#</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>4 (略)</p>	<p>（エックス線装置の防護）</p> <p>第八条 診療施設の管理者は、エックス線装置について、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 エックス線管の容器及び照射筒は、利用線すい以外のエックス線量が次に掲げる自由空気中の空気カーマ率（以下「空気カーマ率」という。）になるようにしやへいすること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 定格管電圧が百二十五キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において、〇・二五ミリグレイ毎時以下</p> <p>（新設）</p> <p>ニ (新設)</p> <p>ホ イからハまでに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において、一・〇ミリグレイ毎時以下</p> <p>ヘ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 診療施設の管理者は、撮影用エックス線装置について、第一項に規定するもののほか、次に掲げる措置（CTエックス線装置にあつては、第一号に掲げるものを除く。）を講じなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>（新設）</p>

## 附 則

### (施行期日)

1 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この省令の施行の際現に診療施設に備えられているエックス線装置に対するこの省令による改正後の獣医療法施行規則第八条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

○獣医療法施行規則

(平成四年八月二十五日)

(農林水産省令第四十四号)

最終改正 二年一二月二一日同

第八三号

獣医療法（平成四年法律第四十六号）第三条、第四条、第五条第二項、第七条第二項、第十一条第一項、第十四条第三項及び第四項、第十八条第一項並びに第十九条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、獣医療法施行規則を次のように定める。

獣医療法施行規則

目次 （略）

第一章 診療施設の開設等

(管理者の遵守事項等)

第三条 法第五条第二項の農林水産省令で定める診療施設の管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 飼育動物を収容する設備（以下「収容設備」という。）には、収容可能な頭数を超えて飼育動物を収容しないこと。
  - 二 収容設備でない場所に飼育動物を収容しないこと。
  - 三 飼育動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずること。
  - 四 収容設備内における他の飼育動物への感染を防止するために必要な措置を講ずること。
  - 五 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）及び医薬品医療機器等法の規定に違反しないよう必要な注意をすること。
  - 六 常に清潔を保つこと。
  - 七 採光、照明及び換気を適切に行うこと。
  - 八 放射線に関し遵守すべき事項は、第七条から第二十条までに定めるところによること。
- 2 診療施設の管理者は、前項各号に掲げる事項を遵守するため、当該診療施設に勤務する獣医師その他の従業者を監督し、必要な注意をしなければならない。
- 3 診療施設の管理者は、この省令の規定を遵守するために必要と認めるときは、当該診療施設の開設者に対し、診療施設の構造設備の改善その他必要な措置を講ずべきことを要求するものとする。
- 4 診療施設の開設者は、前項の規定により要求を受けたときは、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

(エックス線装置の防護)

第八条 診療施設の管理者は、エックス線装置について、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 エックス線管の容器及び照射筒は、利用線すい以外のエックス線量が次に掲げる自由空気中の空気カーマ率（以下「空気カーマ率」という。）になるようにしゃへいすること。

イ 定格管電圧が五十キロボルト以下の治療用エックス線装置にあつては、エックス線装置の接触可能表面から五センチメートルの距離において、一・〇ミリグレイ毎時以下

ロ 定格管電圧が五十キロボルトを超える治療用エックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において十ミリグレイ毎時以下かつエックス線装置の接触可能表面から五センチメートルの距離において三百ミリグレイ毎時以下

ハ 定格管電圧が百二十五キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において、〇・二五ミリグレイ毎時以下

ニ イからハまでに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあつては、エックス線管焦点から一メートルの距離において、一・〇ミリグレイ毎時以下

ホ コンデンサ式エックス線高電圧装置にあつては、充電状態であつて、照射時以外のとき、接触可能表面から五センチメートルの距離において、二十マイクログレイ毎時以下

二 エックス線装置には、次に掲げる利用線すいの総ろ過となるような付加ろ過板を付すること。

イ 定格管電圧が七十キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置にあつては、アルミニウム当量一・五ミリメートル以上

ロ 治療用エックス線装置及びイに掲げるエックス線装置以外のエックス線装置にあつては、アルミニウム当量二・五ミリメートル以上

2 診療施設の管理者は、透視用エックス線装置について、前項に規定するもののほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 透視時間を積算することができ、かつ、透視中において一定時間が経過した場合に警告音等を発することができるタイマーを設けること。

二 利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置を備えること。ただし、次に掲げる場合には、受像面を超えるエックス線照射野を許容するものとする。

イ 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、エックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。

- ロ 照射方向に対し垂直な受像面上で直交する二本の直線を想定した場合において、それぞれの直線におけるエックス線照射野の縁との交点及び受像面の縁との交点の間の距離（以下この条において「交点間距離」という。）の和がそれぞれ焦点受像器間距離の三パーセントを超えず、かつ、これらの交点間距離の総和が焦点受像器間距離の四パーセントを超えないとき。
- 三 利用線すい中の蛍光板、イメージインテンシファイア等の受像器を通過したエックス線の空気カーマ率が、利用線すい中の蛍光板、イメージインテンシファイア等の受像器の接触可能表面から十センチメートルの距離において、百五十マイクログレイ毎時以下になるようにすること。
- 四 透視時の最大受像面を三・〇センチメートル超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率が、当該部分の接触可能表面から十センチメートルの距離において、百五十マイクログレイ毎時以下になるようにすること。
- 五 利用線すい以外のエックス線を有効にしゃへいするための適切な手段を講じること。
- 3 診療施設の管理者は、撮影用エックス線装置について、第一項に規定するもののほか、次に掲げる措置（CTエックス線装置にあつては、第一号に掲げるものを除く。）を講じなければならない。
- 一 利用するエックス線管焦点受像器間距離において、受像面を超えないようにエックス線照射野を絞る装置を備えること。ただし、次に掲げる場合にあつては受像面を超えるエックス線照射野を許容するものとし、口内法撮影用エックス線装置にあつては照射筒の端におけるエックス線照射野の直径が六・〇センチメートル以下になるようにするものとする。
- イ 受像面が円形でエックス線照射野が矩形の場合において、エックス線照射野が受像面に外接する大きさを超えないとき。
- ロ 照射方向に対し垂直な受像面上で直交する二本の直線を想定した場合において、それぞれの直線における交点間距離の和がそれぞれ焦点受像器間距離の三パーセントを超えず、かつ、これらの交点間距離の総和が焦点受像器間距離の四パーセントを超えないとき。
- 二 移動型及び携帯型のエックス線装置並びに手術中に使用するエックス線装置にあつては、エックス線管焦点及び被照射体から二メートル以上離れた位置において操作できる構造とすること。
- 4 診療施設の管理者は、治療用エックス線装置（近接照射治療装置を除く。）について、第一項に規定するもののほか、利用線すいの放射角がその使用の目的を達するために必要な角度を超えないようにするとともに、ろ過板が引き抜かれたときエックス線の発生を遮断するインターロックが作動するろ過板保持装置を設けなければならない。